

香川県条例第18号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 459 315 491">附 則</p> <p data-bbox="154 536 891 568">3 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1218 459 1301 491">附 則</p> <p data-bbox="1144 536 1877 568">3 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。